

## 東京三友国際学院生徒納付金の返金規定

### 1. 入学前

本学は入学者が入学前に支払った納付金に対し、下記規定にて処理することとする。

- ① 納入済の入学選考料は返金できません。
- ② 「在留資格認定証明書」が許可され納付金を納付した後、大使館でビザが不許可になった場合、入学金は返金しません、授業料は返金します。
- ③ 「在留資格認定証明書」が許可され納付金を納付した後、入学者が特別の事由で入学辞退、且つ日本に入国していない場合、入学金は返金しません、授業料は返金します。

#### 返金手続き

- ① 大使館の不交付認定事実を学校に知らせた上、入学許可書を返却してから行うものとする。
- ② 入学辞退理由を学校に提出、学校の上承を得た上、入学許可書及び「在留資格認定証明書」を返却してから行うものとする。
- ③ 返金時の送金手数料はすべて受取人負担とする

### 2. 入学後

入学者が来日し、入学後の学納金は原則として返還しない。ただし、特別の事由がある場合、授業料の全部又は一部を返金することがある。

### 3. 途中退学

- ① やむを得ない本人の事情、家族の事情、学校が帰国を勧める場合、学習していない期間の授業料から2ヶ月の授業料を引いた金額を返金する。
- ② 校則違反、日本の法律違反、学校の除籍処分を受けた生徒の授業料は原則として返還しない。

#### 上記 2、3 の返金手続き

学校所定の退学手続きを済み、日本に在留できる事由及び帰国確認できた後にしてから返金手続きを行うものとする。返金時の送金手数料はすべて受取人負担とする。